

## 財団の保有する個人情報の保護に関する規程

制 定 平成12年 7月 1日

最近改正 平成29年 9月29日

## (目的)

第1条 この規程は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の趣旨に則り、公益財団法人木原記念横浜生命科学振興財団（以下「財団」という。）において財団が保有する個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程における用語の定義は、個人情報保護法第2条各項並びに番号法第2条第5項及び第8項に定めるところによる。

## (財団の責務等)

第3条 財団は、この規程の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講ずるとともに、あらゆる施策を通じて個人情報の保護に努めなければならない。

## (個人情報保護統括責任者等)

第4条 個人情報保護のための業務を統括する者として、個人情報保護統括責任者（以下「統括責任者」という。）を置くものとし、常務理事をもってその任に充てる。

2 個人情報保護統括責任者を補佐し、個人情報の取扱事務を管理監督する者として、個人情報保護事務管理者（以下「事務管理者」という。）を置くものとし、事務局長をもってその任に充てる。

## (秘密保持義務)

第5条 財団の評議員、理事、監事及び職員（非常勤である者を含む。以下同じ。）は、職務上知り得た個人情報及び個人の秘密に関する事項を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

## (利用目的の特定)

第6条 財団は、個人情報を取り扱うに当たっては、定款に定める事務又は法令、条例、規則その他の規定の定める事務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

2 財団は、保有する個人情報（特定個人情報を除く。以下本条において同じ。）の利用目的を変更する場合は、変更前の利用目的と関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

3 財団は、保有する個人情報の利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

## (利用目的による制限)

第7条 財団は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、前条の規定により特定された利用

目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 財団は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴い個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前2項の規定は、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合は、適用しない。

4 前3項の規定にかかわらず、財団は、保有する特定個人情報を利用目的以外のために当該財団の内部において利用してはならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるときは、この限りでない。

(適正な取得)

第8条 財団は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

2 財団は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、要配慮個人情報を取得してはならない。ただし、個人情報保護法第17条第2項各号に掲げる場合は、この限りでない。

(利用目的の通知又は公表)

第9条 財団は、個人情報の利用目的について、ホームページで公開するものとする。

2 財団は、個人情報を取得した場合は、前項の規定又はその他の方法によりあらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、財団は、本人から直接書面(電磁的記録を含む。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産を保護するために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

4 財団は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

5 前3項の規定は、個人情報保護法第18条第4項各号に掲げる場合については、適用しない。

(データ内容の正確性の確保等)

第10条 財団は、利用目的の達成に必要な範囲内において、保有する個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。

2 財団は、利用する必要がなくなった個人情報及び個人データを確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(安全管理措置)

第11条 財団は、取り扱う個人情報及び個人データの漏えい、滅失、き損又は改ざん(以下、「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の安全管理のために、組織的、人的、物理的及び技術的安全管理措置を含む必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(職員の監督)

第12条 財団は、その職員に個人データを取り扱わせるに当たっては、当該個人データの安全管理が図られるよう、当該職員に対する必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(委託先の監督)

第 13 条 財団は、個人データの取扱いの全部又は一部を財団以外のものに委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託先が安全管理措置を講じていることを確認するとともに、委託契約に安全管理措置を定める等個人データを保護するための必要な措置を講じ、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(第三者提供の制限)

第 14 条 財団は、あらかじめ本人の同意を得ることなく、保有する個人情報及び個人データを財団以外のもの(以下「第三者」という。)に提供してはならない。ただし、個人情報保護法第 23 条第 1 項各号に掲げる場合は、この限りでない。また、同条第 5 項各号に掲げる場合において、当該個人データの提供を受けるものは、第三者に該当しないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、財団は、番号法第 19 条各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報を第三者に提供してはならない。

(第三者提供に係る記録の作成)

第 15 条 財団は、個人データを第三者に提供した場合には、個人データの第三者提供記録票(第 1 号様式)を作成しなければならない。

2 財団は、第三者から個人データの提供を受けた場合には、個人データの受領記録票(第 2 号様式)を作成するほか、個人情報保護法第 26 条第 1 項に定める確認を行わなければならない。

3 前 2 項の規定により作成した記録票は、事務管理者が 3 年間保管しなければならない。

(保有個人データに関する事項の公表等)

第 16 条 財団は、保有個人データに関する次に掲げる事項について、本人の知り得る状態に置き、又は本人の求めに応じて遅滞なく回答しなければならない。

(1) 当財団の名称

(2) 個人データを取り扱う事務の目的

(3) 保有個人データの開示等に必要となる手続及び手数料の額

(4) 保有個人データの取扱いに関する苦情の申出先

2 財団は、本人から、当該本人が識別される保有個人データの利用目的の通知を求められたときは、本人に対し、遅滞なく、これを通知しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 前項の規定により利用目的が明らかな場合

(2) 個人情報保護法第 18 条第 4 項第 1 号から第 3 号までに該当する場合

3 財団は、前項の規定に基づき求められた保有個人データの利用目的を通知しない旨の決定をしたときは、本人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

(本人開示、訂正、利用停止等)

第 17 条 本人は、財団に対し、当該本人が識別される保有個人データの開示を請求することができる。

2 本人は、財団に対し、当該本人が識別される保有個人データの内容が事実でないときは、当該保有個人データの内容の訂正、追加又は削除(以下「訂正等」という。)を請求することができる。

3 本人は、財団に対し、当該本人が識別される保有個人データ(特定個人情報を除く。以下次項において同じ。)が第 7 条の規定に違反して取り扱われているとき又は第 8 条の規定

に違反して取得されたものであるときは、当該保有個人データの利用の停止又は消去（以下「利用停止等」という。）を請求することができる。

4 本人は、財団に対し、当該本人が識別される保有個人データが第 14 条第 1 項又は第 15 条の規定に違反して第三者に提供されているときは、当該保有個人データの第三者への提供の停止を請求することができる。

5 本人は、財団に対し、財団が保有する当該本人の特定個人情報（以下「保有特定個人情報」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、財団に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有特定個人情報の利用停止に関して他の法令等の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1) 当該保有特定個人情報が第 7 条の規定に違反して取り扱われているとき又は第 8 条の規定に違反して取得されたものであるとき、番号法第 20 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号法第 28 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第 2 条第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき 当該保有特定個人情報の利用の停止又は消去

(2) 番号法第 19 条の規定に違反して提供されているとき 当該保有特定個人情報の提供の停止

6 前各項の請求に係る手續、申請に対する判断基準その他の運用については、別に「財団の保有する保有個人データの開示等の請求に関する規程」により定める。

（苦情の処理）

第 18 条 財団は、個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 財団は、前項の目的を達成するために必要な体制の整備に努めなければならない。

（委任）

第 19 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

（制改定）

第 20 条 この規程は理事会の承認をもって制改定されるものとする。

附 則

この規程は、平成 22 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、名称を財団法人木原記念横浜生命科学振興財団の保有する個人情報の保護に関する規程から財団の保有する個人情報の保護に関する規程に変更するとともに、平成 25 年 6 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 6 月 9 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 27 年 12 月 18 日から施行する。

（経過措置）

2 この規程による改正後の財団の保有する個人情報の保護に関する規程は、施行日以降の

本人開示申出に係る保有個人情報の開示及び利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止について適用し、施行日前の本人開示申出に係る保有個人情報の開示及び利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成 28 年 6 月 9 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程による改正後の財団の保有する個人情報の保護に関する規程は、施行日以降の本人開示申出に係る保有個人情報の開示及び利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止について適用し、施行日前の本人開示申出に係る保有個人情報の開示及び利用停止申出に係る保有個人情報の利用停止については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この規定は、平成29年 9 月29日から施行する。

## 第 1 号様式（第 15 条第 1 項）

## 個人データの第三者提供記録票

提供日	平成 年 月 日	
提供する 相手方 (申請者)	氏名	
	所属	
	住所	
	電話番号	
提供理由		
情報提供する 対象者		
提供した情報		
本人の同意		

## 第 2 号様式（第 15 条第 2 項）

## 個人データの受領記録票

提供日	平成 年 月 日	
提供者	氏名	
	所属	
	住所	
	電話番号	
提供者が情報を取得した経緯		
個人情報の対象者		
提供された情報		
本人の同意		